

国立市住宅省エネルギー化補助金交付要綱

平成29年7月3日訓令第52号

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、市内の住宅に断熱工事又は高反射率塗料若しくは遮熱塗料の塗装を行う市民に対して、これらの費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、住宅の省エネルギー化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅」とは、市内に存する戸建て住宅及び共同住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請日において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 国立市の住民票に記載されている者であって、自己の居住の用に供する住宅に別表に定める対象工事（以下「工事」という。）を行うもの

イ 住宅（販売を目的とするものを除く。）を所有する者であって、当該住宅（賃貸の用に供する部分を除く。）に工事を行うもの

(2) 納期の到来している市税を完納していること。

(3) 同一住宅について以前にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(4) 工事において設置する窓並びに使用する断熱材及び塗料（第10条においてこれらを「補助対象設備等」という。）は、未使用のものであること。

(5) 補助対象者が行う工事及び工事を行う住宅は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令等に適合するものであること。

(6) 工事を行う住宅の所有権を有しない場合又は他に当該住宅の所有権を有する者がいる場合は、工事について当該所有権を有する者全員の同意を得ていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 前2項の規定にかかわらず、補助対象者が同一工事に対し、国、東京都等の同種の補助金の交付を受けている場合であって、当該交付を受けた補助金の額と前2項の規定により算出した額の合計額が補助対象経費の額を上回るときは、前2項の規定により算出された額から当該上回った額を控除して得た額を補助金額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国立市住宅省エネルギー化補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、工事の着手前に市長に提出して申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(手続代行者)

第7条 申請者は、補助金の交付に係る事務等の手続を第三者に代行させることができる。

2 申請者は、前項の規定により代行をさせようとするときは、前条の規定による申請に当たって、国立市住宅省エネルギー化補助金交付申請書に手続代行者を明記しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行った上、補助金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは国立市住宅省エネルギー化補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは国立市住宅省エネルギー化補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するに当たっては、条件を付することができる。

(変更の承認申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、国立市住宅省エネルギー化補助金工事計画変更承認申請書（第4号様式）を工事完了前に市長に提出して変更の承認を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、国立市住宅省エネルギー化補助金工事計画変更承認・不承認決定通知書（第5号様式）により申請者に通知する。

(完了届及び補助金交付額の確定)

第10条 交付決定者は、工事が完了したときは、国立市住宅省エネルギー化補助金工事完了届（第6号様式。以下この条において「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し

なければならない。

- (1) 補助対象設備等の形状及び規格、施工箇所等施工の内容が分かる資料
- (2) 工事に係る領収書等支払が完了したことを証する書類
- (3) 工事完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 完了届は、次に掲げる日のうちいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第8条の規定による交付決定（次号において単に「交付決定」という。）の通知を受けた日から起算して3か月を経過する日
- (2) 交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月10日（国立市の休日を定める条例（平成3年6月国立市条例第17号）の規定による市の休日に当たるときは、順次前日に繰り上げた日）

3 市長は、完了届が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上、補助金の交付額を確定し、国立市住宅省エネルギー化補助金額確定通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条第3項の規定による通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に国立市住宅省エネルギー化補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、申請者に補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、国立市住宅省エネルギー化補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により交付決定者に通知する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(管理義務)

第14条 補助金の交付を受けた者は、善良な管理者の注意をもって工事を行った住宅を良好な状態に保たなければならない。

(協力の要請)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 必要に応じて電力、ガス、水道等の使用量データ等を提供すること。
- (2) 省エネルギー又は省資源等に関するアンケート調査等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成29年7月3日から施行する。

2 この訓令の施行の日から平成29年12月28日までの間に着手した工事に係る補助金に対する第6条の規定の適用については、同条中「工事の着手前に市長」とあるのは、「市長」とする。

別表

	対象工事	対象工事の要件	補助対象経費	補助金額
1	断熱工事（窓、壁、屋根及び屋上、天井並びに床）	<p>(1) 窓</p> <p>ア 外気等に接する既存の窓を複層ガラスや二重窓にする工事であること。</p> <p>イ 扉等で室外と遮断されている室単位で、対象となる室内全ての窓の断熱工事をする事。</p> <p>ウ 断熱工事後の窓の断熱性能が、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持</p>	<p>施工費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p>	<p>補助対象経費の20%の額。ただし、この表の第2項に定める対象工事に係る補助金と合計して、10万円を限度とする。</p>

		<p>保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）に規定する断熱性能に適合すること（熱貫流率4.65W/m²・K以下であること）。</p> <p>(2) 壁、屋根及び屋上、天井並びに床</p> <p>ア 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針に規定する断熱性能等に関する基準による厚さ以上の断熱材を使用すること。</p> <p>イ 扉等で室外と遮断されている室単位で、対象となる室内を全て断熱材で囲むこと。</p>		
2	高反射率塗料又は遮熱塗料の塗装	<p>ア 使用する塗料は、国内の第三者機関による日射反射率の測定値が50%以上の製品であること。</p> <p>イ 屋根の全面又は屋根及び壁の全面を塗装すること。</p>	塗料材料費全額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	補助対象経費又は塗装面積（小数点第三位を四捨五入）に1,000円を乗じて得た額のいずれか少ない方の額。ただし、この表の第1項に定める対象工事に係る補助金と合計して、10万円を限度とする。

様式（省略）